

第1章 計画の基本的事項

1 環境教育とは？



環境教育って何だろう？

環境教育とは、

「子どもから大人まで、『環境に配慮した行動ができる人』を育てるための教育」のことです。

環境教育は、持続可能な社会^{*}の実現を目指し、その担い手を育成することを目的としています。そのため、単に環境や環境問題の知識を習得するだけではなく、自然体験や環境に関する様々な学びをきっかけに、自らの生活と地域や地球との関係を理解し、環境に配慮した行動に結びつけることが重要です。

具体的には、自然体験や学習会等のあらゆる場を通じて、地域・地球の環境への興味・関心を高め、自然や環境問題に対する理解・知識の習得を促進します。さらに、これらの経験をもとにした、日常の様々な場面での環境に配慮した望ましい判断に基づき、主体的な環境活動を行うことができる人材を育みます。

※持続可能な社会

現在の私たちだけでなく、未来の人たちも豊かに暮らすことができる社会のこと。具体的には、環境への負荷を最小限に抑えつつ、将来にわたり経済成長し続ける社会のこと。



（参考）「環境教育」の定義について

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」という。）
第2条 第3項 この法律において「環境教育」とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

（参考）「環境教育」の目的について

環境省が平成30（2018）年6月に策定した「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」では、環境教育の目的として、①環境問題に関心を持ち、②環境に対する人間の責任と役割を理解し、③環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を育成することであると示されています。そして、行動に結びつく人材を育てることが環境教育の重要な目的とされています。

2 環境教育の必要性



環境教育は、なぜ必要なの？

様々な環境問題の発生

本市は、3,000mを超える南アルプスの峰々から日本一深い湾とも言われる駿河湾まで、豊かで多彩な自然環境に恵まれています。この恵まれた環境に加え、経済のボーダレス化が進んだ現在においては、地球上の様々な資源や多くの人々の労務の上に、私たちの豊かな生活が成り立っています。

しかし、私たちの便利で快適な生活を手にするために行われてきた開発や大量生産・大量消費・大量廃棄を中心とした経済活動は、地球温暖化や海洋プラスチックごみ、大気汚染、生態系の破壊等の環境問題を世界規模で引き起こし、環境へ多大な負担をかけています。このような環境問題は、経済や社会の課題とも深く関連しているため、今後、環境問題がさらに深刻化した場合、地域や地球の豊かな環境が失われるだけでなく、私たちの生活や社会の在り様にも大きな影響を及ぼすことが懸念されています。



環境と私たちの生活の関係性

環境に配慮した行動を引き出す環境教育

私たちは、環境からの恩恵を受けて日々の生活を営む受益者であるとともに、日常生活を通じて環境負荷を与える原因者という2つの側面を併せ持っています。このため、子や孫、将来の世代にわたって、持続可能な社会を実現するためには、私たち一人ひとりが環境に配慮した行動をする必要があります、その行動を引き出すための環境教育が求められているのです。

3 一生涯を通した環境教育

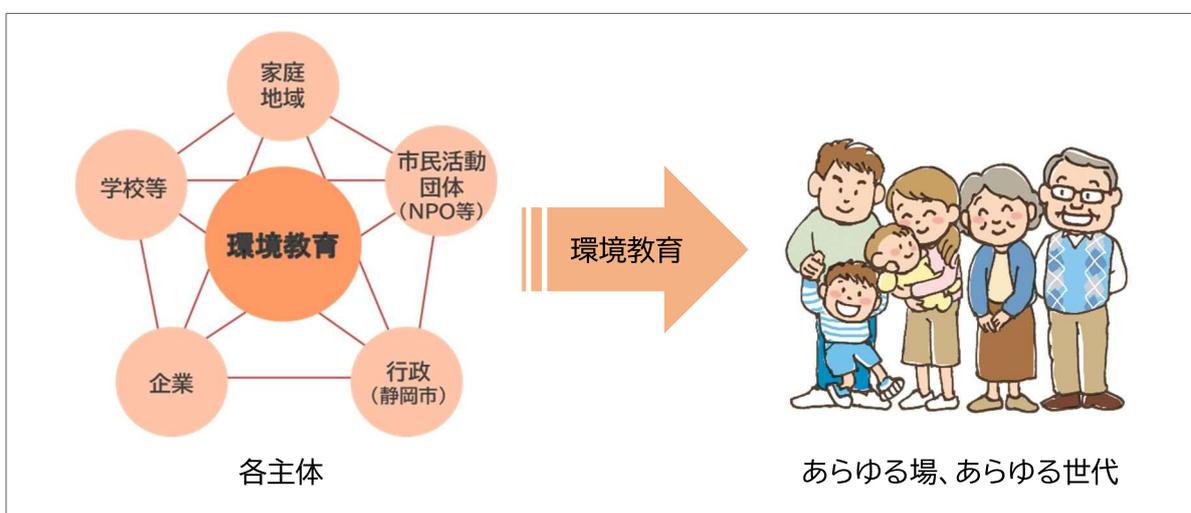


環境教育はどのように行われているの？

あらゆる場、あらゆる世代に向けた環境教育

私たちの生活や行動と深く結びついている環境問題は、一人ひとりが継続して向き合わなければならぬことから、子どもから高齢者に至るまでの一生涯において、それぞれの成長段階に合わせた環境教育を継続的に行うことが求められます。

そのためには、行政はもとより、家庭・地域、学校、市民活動団体（NPO等）、企業などの各主体が、それぞれの担うべき役割を認識し、連携・協働のもと、あらゆる場で、あらゆる世代に向けた環境教育を実施していくことが必要です。



各主体による環境教育

（参考）各主体の取組

市内には、数多くの教育機関（幼稚園・保育所・認定こども園、小中学校、高等学校、大学等）に加え、科学館や動物園をはじめとする教育施設があります。このような場所では、これまでも様々な環境教育が実施され、また市民活動団体や企業も得意分野における活動を通して環境教育を行ってきました。このほかにも、フリーマーケットやフードバンクなど、環境保全活動の実践につながる様々な取組もみられます。

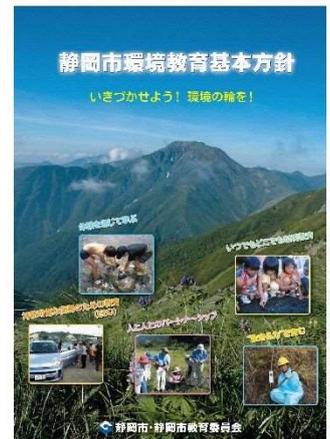
4 これまでの行政（静岡市）の取組



これまでどんな取組があったのかな？

本市では、平成 19（2007）年 3 月に環境教育を進めていくための基本的な考え方や方向性を示す「静岡市環境教育基本方針」を策定し、下図に示す 5 つの基本方針に沿って、各主体と協力しながら体系的に環境教育に取り組んできました。

また、この基本方針に基づいた各主体の取組に加え、環境教育の核となるリーダーの育成や拠点となる施設の整備など、環境学習を届ける仕組みや、これからの環境教育を進めるための基盤を整えてきました。



静岡市環境教育基本方針
（平成 19 年 3 月）



総合目標及び基本方針（静岡市環境教育基本方針）

5 「静岡市環境教育行動計画」策定の背景



なぜ新しく計画を作ることになったの？

本市では、前述のとおり「静岡市環境教育基本方針」を策定し、全市を挙げて取り組んできたところです。基本方針策定から10年以上が経過する中で、環境教育を取り巻く状況が大きく変化し、海洋プラスチックごみ問題や食品ロス、外来種の侵入等の新たな環境問題も顕在化しています。

加えて、平成27(2015)年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs、以下「SDGs」という。)や、平成30(2018)年から順次施行されている学習指導要領の改訂を踏まえると、環境教育の転換期を迎えていると考えられます。

このようなことから、法令や本市の上位計画との整合も図りつつ、基本方針を改め、より実効性を持たせた「静岡市環境教育行動計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

(1) 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

SDGsは、国際的に取り組むべき17のゴールと169のターゲットから構成されています。これらの中には、地球環境そのものの課題を指摘するものや、環境問題と密接に関わるものが多く含まれています。

一方、「世界に輝く静岡」の実現を目指す本市にあっては、世界における存在感を高めるためにSDGsに積極的に取り組むこととし、平成30(2018)年には政府から「SDGs未来都市」に、さらに国連からはアジア唯一となる「SDGsハブ都市」に選定されました。このように本市は、SDGsのさらなる推進と、他都市を先導する役割が期待されています。

このため、本計画においても、SDGsが求めるゴールやターゲットを絡めた施策の管理、バックキャストによる政策立案を念頭に策定しました。



持続可能な開発目標(SDGs)

環境と直接関連する SDGs のターゲット（抜粋）

ゴール	ターゲット
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7.1 2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。</p> <p>7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</p> <p>7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</p> <p>7.a 2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。</p> <p>11.6 2030 年までに、大気の状態及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。</p> <p>12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> <p>12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する</p> <p>12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。</p>

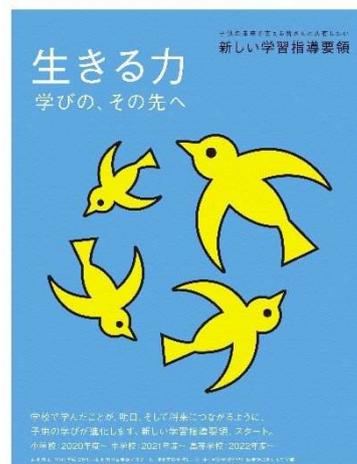
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	14.1	2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	14.2	2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	15.1	2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	15.2	2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
	15.4	2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
	15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
	15.8	2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
 <p>17 パートナリプで 目標を達成しよう</p>	17.16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

(2) 学習指導要領の改訂との関係

「学習指導要領」とは、全国どこの学校でも一定の教育水準が保てるよう、文部科学省が定める教育課程（カリキュラム）の基準を定めたもので、時代の変化や子どもたちを取り巻く状況、社会のニーズを踏まえ、およそ10年ごとに改訂されています。

新しい学習指導要領は、幼稚園では平成30（2018）年度から、小学校では令和2（2020）年度から適用されており、中学校では令和3（2021）年度から、高等学校では令和4（2022）年度から適用されることとなっています。

今回の改訂では、新しい時代を生きる子どもたちに必要な力を整理し、質の高い理解を図るための、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点による学習方法の改善、体験活動の重視等が盛り込まれています。

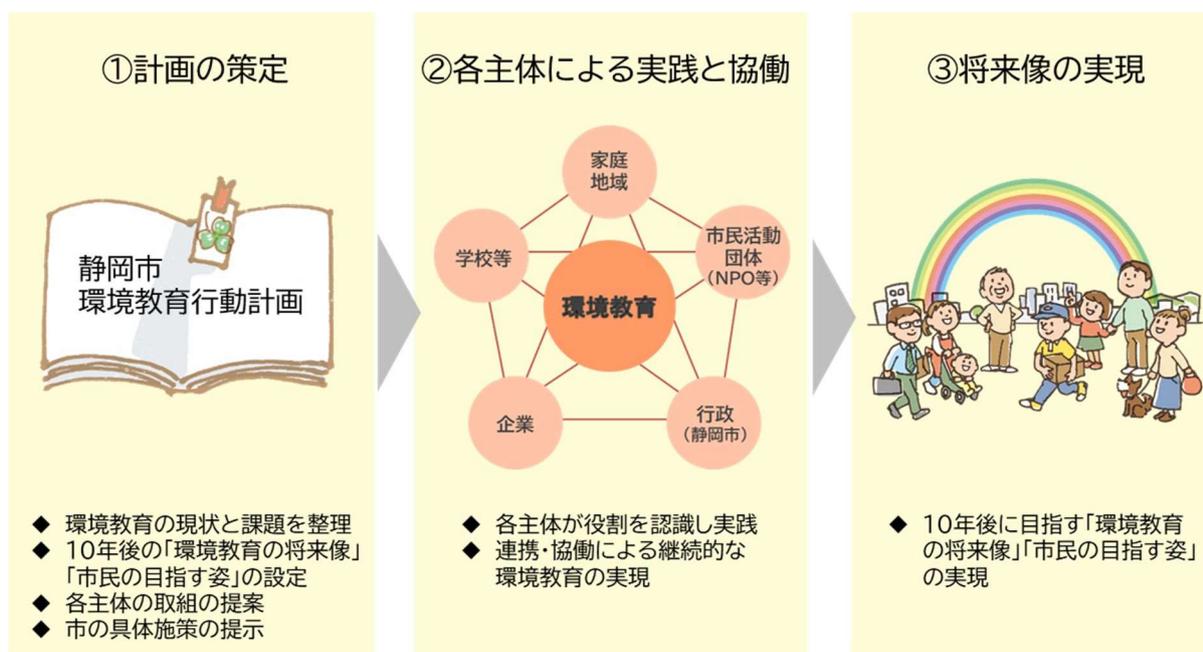


学習指導要領改訂の
啓発リーフレット

6 計画の目的

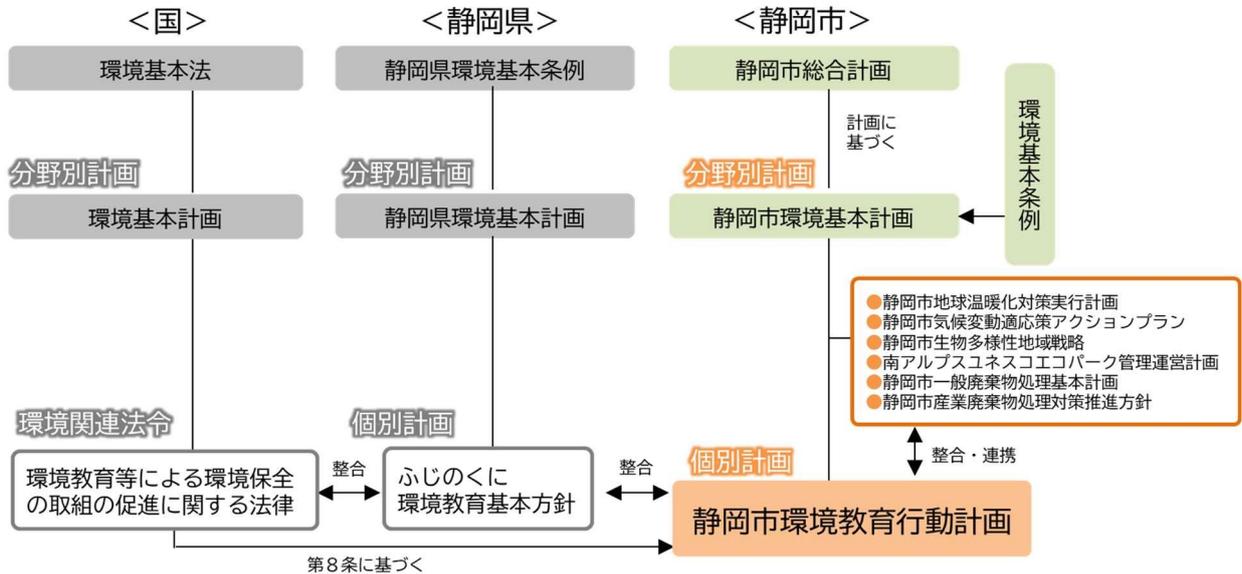
持続可能な社会を実現するためには、家庭・地域、学校、市民活動団体（NPO等）、企業、行政などの各主体が、それぞれの担うべき役割を認識し、連携・協働による環境教育を継続的に進めていくことが重要です。

本計画は、10年後の「静岡市が目指す環境教育の将来像」（20ページ参照）と「市民の目指す姿」（20ページ参照）を示した上で、各主体の役割と方向性を整理し、環境教育の実践と協働を促すものとして策定します。



なお、本計画は「環境教育等促進法」第8条に基づく行動計画としての側面を備え、本市の環境教育に関する方針と具体的な施策を示します。

また、環境教育を通じた人材育成により、上位計画である「静岡市総合計画」や、「静岡市環境基本計画」の実現を図ります。



(参考)行動計画の策定について

環境教育等促進法（都道府県及び市町村の行動計画）

第8条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

7 対象者

本計画は、子どもから大人までの「全ての市民」を対象とします。

8 計画期間

計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの**10年間**とします。

ただし、計画期間内であっても、令和5（2023）年度から始まる「第4次静岡市総合計画」及び「第3次静岡市環境基本計画」、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

